

令和8年9月18日

事業者の皆様

京都市上下水道局
監理課監理検査担当課長

**【京都市上下水道局】契約締結後における
「予定価格の算定に用いた積算価格の内訳」の運用の変更について**

平素は、本市上下水道局事業に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

上下水道局では、「京都市上下水道局契約の過程等の公表に関する要綱」に基づき、競争入札による契約締結後に「予定価格の算定に用いた積算価格の内訳」を契約会計課執務室内にて速やかに公表してまいりました。

一方、当局では同一年度内に類似した工事が複数発注されることがあり、先行する工事の積算内訳を公表することで、後続の入札において適正な価格競争が妨げられる（他工事の適正な積算に支障を及ぼす）おそれがあります。

つきましては、適正な価格競争を確保すること、また、「工事設計書の公開請求」における運用との整合性を確保することを目的として、契約締結後に公表する内訳資料について変更を行うことといたしましたので、お知らせいたします。

記

1 対象工事

以下の(1)及び(2)のいずれにも該当する工事を対象とする。

- (1) 公開することにより適正な契約の確保に支障がある工事（別工事の積算に支障を及ぼすおそれがある工事）

※適正な契約の確保に支障がある工事とは、舗装工事や水道管工事等の類似工事

- (2) 10月1日以降の契約工事

2 運用変更

対象工事に該当するものについては「予定価格の算定に用いた積算価格の内訳」の運用を以下のとおり変更する。

(1) 変更前

設計総括表（工種・種別を明示）

(2) 変更後

積算内訳書（直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等、工事価格）